

令和7年度宮崎県ごみ処理長期広域化・集約化計画策定のための調査業務委託仕様書

1 業務の目的

令和6年3月29日付通知環循適発第24032923号「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（以下「令和6年環境省通知」という。）を踏まえ、今後の本県のごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を進めるための指針として、次期「宮崎県ごみ処理長期広域化・集約化計画」を策定するための基礎資料等を得ることを目的とする。

2 業務の名称

令和7年度宮崎県ごみ処理長期広域化・集約化計画策定のための調査業務

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月18日（水）まで

4 業務委託の内容

業務概要は以下のとおりであり、実施にあたっては令和6年環境省通知及び環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課が作成した「広域化・集約化に係る手引き（令和7年3月改訂）」を十分踏まえること。

- (1) 宮崎県ごみ処理広域化計画（平成18年3月策定）に基づく広域化・集約化状況の評価
- (2) 人口及びごみ排出量等の将来予測
- (3) 2050年度を見据えた最適な広域化ブロック区割りの設定・ブロックごとの廃棄物処理体制の検討
- (4) 報告書の作成

5 4の業務のうち、(1)から(3)の概要

業務の遂行に当たり必要な資料は、受託者が適宜収集すること。基本的には既存資料を使用して分析等を行うこととするが、必要に応じて市町村等へのアンケート調査等を行うことも可能である。

- (1) 宮崎県ごみ処理広域化計画（平成18年3月策定）に基づく広域化・集約化状況の評価（分析）について

公表されている「一般廃棄物処理実態調査（環境省調査）」等の資料を参考に、宮崎県ごみ処理広域化計画（平成18年3月策定、以下「現行計画」という。）に基づく各ブロックの取組内容と紐づく効果（施設数の変化等）、進捗状況、課題等を含めて、調査時点での本県の広域化状況の評価する。

なお、九州各県の広域化の状況との比較も含めて評価を行う。

- (2) 人口及びごみ排出量等の将来予測について

2050年度までの県内の人口及び種類別のごみ排出量等の将来予測を実施し、今後の県内の一般廃棄物処理施設の適正かつ効率的な施設整備の方向性の検討に資するための情報を整理する。

人口の予測に関しては、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人

ロ」等を参考にして算出を行う。

また、ごみ排出量等の予測に関しては、「一般廃棄物処理実態調査（環境省調査）」を基本として算出を行うが、調査時点で循環型社会形成推進交付金制度を活用して施設整備等を行っている市町村等の循環型社会形成推進地域計画等も参考にする。

(3) 2050年度を見据えた最適な広域化ブロック区割りの設定・ブロックごとの廃棄物処理体制の検討について

(1)及び(2)で評価及び調査した結果を踏まえ、ブロック区割りの設定について、以下のアからウの3パターン以上について検討し、それぞれのパターンの区割りに応じた廃棄物処理体制について、他のパターンの処理体制と比較して分析を行う。

ア 現行計画のブロック区割りを継続

イ ごみ焼却施設について、国が設置の検討を求める300t／日以上施設（令和6年環境省通知2（5）を参照）を設置して集約化を進める場合のブロック区割り（300t／日以上施設の導入が著しく困難であることが明らかな区域については考慮する。）

ウ ア、イにとらわれず、日常的な住民の生活圏、地域性等を考慮し、より安定的かつ持続可能な廃棄物処理体制が確保できるブロック区割り

また、ブロック区割りの対象施設は、「一般廃棄物処理実態調査（環境省調査）」の施設整備状況に記載されている県内の施設のうち、焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設、その他の施設（ごみの中間処理施設）、保管施設、最終処分場とする。

なお、廃棄物処理体制について比較・分析を行う際の項目の例は以下のとおり。

ア 災害廃棄物処理体制

イ ごみ処理事業経費（処理施設更新、維持管理、収集・運搬費等も含む）

ウ 収集範囲の拡大により収集運搬経費が増加する可能性もあるところ、中継施設の設置の検討をする場合の費用

エ 温室効果ガス削減

オ 築年数が異なる複数の既存施設の集約化が必要な場合、集約する施設間の更新時期を合わせるための長寿命化・延命化等のための費用

カ 既存施設が集約化の対象となった場合、当該施設又は施設用地の利活用の可能性

キ 廃棄物の資源化・資源循環の強化

ク エネルギー回収・利活用

6 成果品

- (1) 報告書（2部）
- (2) 本業務において収集、作成、分析した各種資料
- (3) 上記(1)及び(2)の電子データ

7 支払方法

業務完了後、精算払

8 その他留意事項

- (1) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次、県と打合せを行わなければならない。また、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務実施上必要を認められるものについては、県と協議することとする。
- (2) 調査にあたり、宮崎県及び関係市町村等の既存計画等との整合性の確認を行うこと。

- (3) 市町村等へアンケート調査を行った場合、当該調査で回収した調査票は、本業務完了後、県に提出すること。
- (4) 部分的な業務について、あらかじめ県の承諾を得た場合のみ、第三者に委託することができる。再委託した場合は受託者の責任において、再委託先に受託者と同等の情報管理を行わせること。
- (5) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (6) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに県が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (7) 本業務により作成された成果品等の著作権は宮崎県に帰属するものとする。
- (8) 本仕様書は基本的な事項のみを記載したものであり、記載の無い事項であっても業務の継続上具備しなければならない事項、及び社会通念上必要とされる事項については、これを充足するものとする。
- (9) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途県と協議するものとする。

9 問合せ先

宮崎県環境森林部循環社会推進課 企画・リサイクル担当

TEL : 0985-26-7081

FAX : 0985-22-9314

E-mail : junkansuishin@pref.miyazaki.lg.jp